入　札　参　加　者　心　得

（目的）

第１　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、東京たま広域資源循環組合契約事務規則、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札等）

第２　所定の時間までに来所しないときは、失格と見なす。

第３　入札参加者は当組合所定の入札書を用い、入札金額、住所、氏名を記載押印のうえ、入札執行時に提出する。

第４　入札参加者が代理人をもって入札する場合は、入札前に当組合所定の委任状を提出して承認を受けること。なお、代理人は２人以上の代理をすることができない。

第５　入札書に記載する入札金額は、総額（消費税を除く。）をもって表示するものとする。契約金額については、１００分の１１０を乗じて得た金額とする。ただし、単価をもって入札するときは、別に指示する。

第６　一旦提出した入札書は、原則として引換、変更、取消等は認めない。

第７　開札は、入札と同じ場所で行い、入札者は原則として立会う事とする。

第８　次の入札は無効とする。

(1) 入札資格のないものの入札

(2) 入札書記載の金額を加除訂正したもの及び氏名の記載のないもの。

(3) 入札を妨害し、あるいは他人と談合する等、入札に際し当組合の不利を図ろうとするもの。

(4) その他、この心得に違反したもの。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第９　落札となるべき同価格の入札をしたものが２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

（入札回数）

第 10　開札の結果、落札者がない時は直ちに再度の入札を行う。ただし、入札の回数は原則として３回以内とし、入札金額は前回最低見積価格未満とする。

（落札者の決定）

第 11　落札者が決定したときは、その旨落札者に通知する。

(1) 落札者が落札の通知を受けたときは、５日以内に契約書及び契約に必要な書類を提出し、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東京たま広域資源循環組合契約事務規則第４８条第２項に該当するものは免除することがある。

(2) 前項の期間は、管理者が必要があると認めた場合において、これを延長することができる。

(3) 着工は、契約の日の翌日から５日以内に行う。

（落札決定後の契約辞退）

第 12　落札者は、原則として落札決定後に契約の辞退を申し出ることはできない。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、東京たま広域資源循環組合競争入札参加有資格者指名停止措置要綱別表第７により指名停止措置を執ることを教示し、辞退を申し出た者はこれに応じるものとする。

入　札　書　等　の　書　き　方

入札書

入　札　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記金額をもって請け負うため、制限付き一般競争入札参加者心得および契約条項を承諾のうえ、入札します。

令和　　年　　月　　日

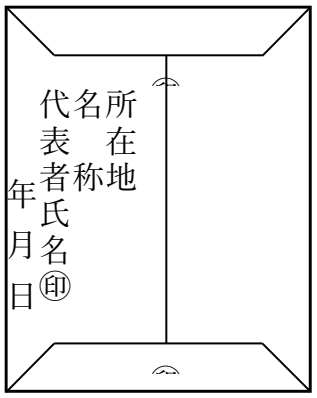
東京たま広域資源循環組合管理者様

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　㊞
（契約代理人）
（注６）入札代理人氏名　　㊞

定型封筒（表）

入札書
東京たま広域資源循環組合管理者様
件名　循環組合管理者様

定型封筒（裏）



（注意事項）

１．入札書の大きさは日本工業規格Ａ４判とする。
２．金額はアラビア数字で表示し、初頭に￥の記号を付記すること。
※３．入札書は自社内で作成し、厳封して持参すること。
４．代表者は届出済の代表者または契約代理人に限る。
５．代表者の押印は届出済の代表者印または使用印、あるいは契約代理人印に限る。
※６．代理人が入札を行う場合は、代表者氏名の下に入札代理人の氏名を併記し押印する。併せて、下記委任状を別途持参すること。
７．封筒の封印は、届出済の代表者印または使用印、あるいは契約代理人印とする。

委任状

委　任　状

私は　　㊞　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記件名の入札および見積に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

所　在　地
（委任者）名　　称
代表者氏名　　㊞
（契約代理人）

東京たま広域資源循環組合管理者様

訂正する場合の注意点

記載事項を訂正する場合は、訂正箇所に押印するとともに、用紙右上に押印してください。

なお、入札書の金額および委任状の受任者氏名を訂正することはできません。